平成２１年（フ）第１９２７号
京都市伏見区中島北ノ口７番地
破産者　株式会社開成
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９１号
神戸市長田区細田町７丁目１番15号ギャザリーＫＯＢＥ五号室
破産者　有限会社ラバンス
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６４号
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3238番地１
破産者　有限会社グリーン開発
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１４３７号
千葉市中央区白旗３丁目14番１号
破産者　堀上　雄三
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２１号
千葉県市川市湊新田１丁目７番５号　ＮＹ91―101号
破産者　阿部　　久
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第２９２号
福井市御幸１丁目５番20号
破産者　学校法人アイビー学院
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３６７４号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　株式会社丸熱
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１２号
愛知県大府市横根町古井戸70番地
破産者　大府金属工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９１１２号
大阪市西区新町２丁目17番９号
破産者　株式会社横山
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６号
兵庫県加古川市西神吉町大国259番地の１
破産者　有限会社高橋食料品店
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２９１号
鳥取県日野郡江府町大字武庫475番地７
破産者　株式会社大日
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９２号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目14番８号
破産者　株式会社米子愛進堂
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４７号
広島県呉市本通３丁目１番16号
破産者　株式会社コマツジム
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４３７号
熊本県荒尾市高浜1825番地
破産者　エーシーエヌ九州有限会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13492―25　財津アパート２―２、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3236番地13
破産者　坂本　松治
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５４３号
福井市文京５丁目24番５号
破産者　藤井　亮子
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｎ１―303号
破産者　杉浦酉一郎
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番２―806号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目１番58―223号
破産者　佐藤　　肇
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第４６５号
高知市朝倉丁278番地３
破産者　土居　一雄
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係